

白糠町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略及び白糠町創生総合戦略に基づき、白糠町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行うU I J ターン新規就業支援事業における移住支援金の交付に関し、北海道が定めるU I J ターン新規就業支援事業実施要領によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 交付対象者は、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号又は第4号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第5号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 令和4年4月1日以降に白糠町に転入したこと。

- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- (ウ) 白糠町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること
- ウ その他の要件
 - 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) 町税を滞納していないこと。
 - (エ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び町長が認める場合を除く。
 - (オ) その他北海道又は町長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件は、次に掲げる場合のいずれかに該当すること。
 - ア 一般の場合
 - 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 就業先について、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - イ 専門人材の場合
 - 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務す

る意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 起業に関する要件は、1年以内に北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けていること。

(4) テレワークに関する要件は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク交付金））またはその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 関係人口に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 白糠町に居住経験のある者。

イ 農林水産業に就業する者。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。）は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和4年4月1日以降に白糠町に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（予備登録申請）

第4条 移住支援金の申請を予定している者は、第3条に規定する対象者要件を満たし、又は満たすことが見込まれることを確認し、移住支援金交付予備登録申請書（別記様式第1号）を移住支援金対象法人に就職する場合は、就職後1か月以内に、起業又はテレワーク移住をする場合は、転入後1か月以内に、町長に提出するものとする。

（交付の申請）

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、白糠町へ転入後3か月以上経過し、かつ、移住支援金対象法人に連続して3か月以上在職した後、移住支援金交付申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

(1) 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（別記様式第2号別紙1）

(2) 個人情報の取扱いについて（別記様式第2号別紙2）

(3) 就業証明書（別記様式第3号又は別記様式第4号）

(4) 本人確認書類

(5) 対象要件を満たすことを証する書類

（交付決定の通知）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書（別記様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認めたとき、又は予算上の理由等により当該年度における交付が不可であるときも、当該申請者に通知するものとする。

（移住支援金の請求）

第7条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移住支援金交付請求書（別記様式第6号）を町長に提出するものとする。

（移住支援金の交付）

第8条 町長は、交付決定者に対して、請求書の提出があった日から3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第9条 交付決定者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（別記様式第7号）を町長に提出するものとする。

（再交付決定及び通知）

第10条 町長は、再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、移住支援金交付決定通知書（再交付）（別記様式第8号）を当該交付決定者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第11条 町長は、支援金の交付及び当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者及び交付決定者並びに移住支援金対象法人に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、移住支援金交付決定取消通知書兼返還命令書（別記様式第9号）により、移住支援金の交付決定を取り消し、当該各号に定める額の返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、北海道及び町長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 虚偽の申請等をした場合 全額

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に白糠町から転出した場合 全額

(3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額

(4) 第3条第3号に規定する交付決定を取り消された場合 全額

- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に白糠町から転出した場合 半額
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、町が北海道と協議して定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。